

北九州市における 建築物等に関する規程と手続き窓口一覧

建築物を建築しようとする場合、建築主は、建築基準法をはじめとする様々な法令等に適合するよう、計画しなければなりません。

計画が法令等の規定に適合しないときは、計画の変更をせざるを得ない場合や、建築できない場合があります。

この窓口一覧は、北九州市内における建築物等の建築確認申請に際して、事前に協議すべき内容や協議先を明示し、判りやすく示したものです。

建築主（建築主から依頼を受けた設計者）は、建築確認申請の前に建築物等に関する規程の所管先と十分な協議を行い、法令等の遵守及び確認審査の円滑化にご協力いただきますようお願いします。

- 原則として、建築確認申請書の提出までに協議・手続き等を済ませてください。
- 許可・証明書等の添付書類がないと受付できないことがあります。
- 指定確認検査機関に建築確認申請する場合も、同様をお願いいたします。

「分類」凡例

A：建築基準関係規定（建築基準法第6条第1項）

- ・ 建築基準法並びに建築基準法に基づく命令及び条例の規定
- ・ 建築物の敷地、構造又は建築設備に関する法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定で、建築基準法施行令第9条各号に定めるもの

B：「建築基準関係規定」以外の規程

No	分類	規制事項	根拠法令等	特記事項	所管課・協議先
----	----	------	-------	------	---------

A: 建築基準関係規定

1	A	仮使用認定	建築基準法第7条の6		都市戦略局建築審査課 582-2535
2	A	道路相談等	建築基準法第42条	道路種別が未確定の場合は「道路相談」を提出	
3	A	建築基準法に基づく許可 ・空地等の認定・許可 ・仮設建築物の許可	建築基準法第43条 建築基準法第85条	許可書(写)を添付	
4	A	上記(NO.3)以外の建築基準法に基づく許可・認定	建築基準法第44、48条他 県条例第4、20、24条	許可書(写)を添付	都市戦略局建築指導課 582-2531
5	A	バリアフリー法(義務) ・延べ床面積2,000㎡以上(公衆便所については50㎡以上)の特別特定建築物の建築(新築・増築・改築・用途変更により特別特定建築物とする場合を含む)	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律	市受付分については受付前に所管課で確認。建築確認申請受付後、建築審査課から所管課へ合議	
6	A	省エネ基準適合性判定 ・原則全ての建築物の新築、増改築が対象 (例外規定あり)	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律	適合判定通知書(写)を添付	都市戦略局建築審査課 582-2535
7	A	市街化区域内で1,000㎡以上の敷地	都市計画法 第29条第1項、 第29条第2項、 第35条の2第1項、 第36条第3項、 第37条、 第41条第2項、 第42条第1項、 第43条第1項	法適合について所管課に確認 原則、適合証明書の添付が必要	都市戦略局開発指導課 582-2644
8	A	市街化調整区域内			
9	A	宅地造成等工事規制区域内 特定盛土等規制区域内	宅地造成及び特定盛土等規制法 第12条第1項、 第16条第1項、 第30条第1項、 第35条第1項	法適合について所管課に確認 原則、適合証明書の添付が必要	[適合証明書の発行] 都市戦略局開発指導課 582-2644 [法適合の確認] ※宅地造成等工事規制区域 都市戦略局開発指導課 582-2644 ※特定盛土等規制区域 産業経済局農林課 582-2078
10	A	用途地域	都市計画法第8条、第9条	原則として受付前に所管課で確認(ホームページ、外部リンク「G-motty地域情報ポータルサイト」等)	都市戦略局都市計画課 582-2451
11	A	地区計画指定区域内	都市計画法第58条の2 建築基準法第3章第7節 北九州市条例	事前に検査機関等で建築用途を確認後、行為の着手予定日の30日前までに届出 適合通知書(写)を添付	
12	A	高度地区 ※小倉駅前、葛原東地区 (平成27年3月31日時点)	都市計画法第8条、第9条	原則として受付前に所管課で確認(ホームページ、外部リンク「G-motty地域情報ポータルサイト」等)	
13	A	高度利用地区	都市計画法第8条、第9条		
14	A	都市再生特別地区	都市計画法第8条 都市再生特別措置法第36条		

No	分類	規制事項	根拠法令等	特記事項	所管課・協議先
15	A	特別工業地区(特別用途地区) ※若松区 南二島一丁目、二丁目の一部	都市計画法第8条、第9条 建築基準法第49条 北九州市条例	原則として受付前に所管課で確認 建築可能用途以外は許可書(写)を添付	都市戦略局建築指導課 582-2531
16	A	スポーツ・レクリエーション地区(特別用途地区) ※戸畑区 浅生二丁目の一部 ※八幡東区 桃園三丁目、二丁目及び四丁目の各一部	都市計画法第8条、第9条 建築基準法第49条 北九州市条例	原則として受付前に所管課で確認	
17	A	小倉都心小売商業振興特別用途地区(特別用途地区)	都市計画法第8条、第9条 建築基準法第49条 北九州市条例	原則として受付前に所管課で確認 建築可能用途以外は許可書(写)を添付	都市戦略局都市計画課 582-2451
18	A	都市計画に定める地域、地区又は区域が2以上にわたる敷地	建築基準法第52条第7項、91条	原則として受付前に所管課で確認(ホームページ、外部リンク「G-motty地域情報ポータルサイト」等)、必要に応じて所管課と協議	
19	A	都市計画施設等(都市計画道路、公園等)の区域	都市計画法第53条第1項 都市計画法第65条第1項	道路: 所管課が道路位置を明示(線引き)した配置図を添付区域内の場合、許可証(写)を添付 公園: 区域内の場合、許可証(写)を添付	[都市計画道路] ※計画決定区間 都市戦略局 都市交通政策課 582-2518 ※事業決定区間 都市整備局道路建設課 582-2279 都市整備局街路課 582-2191 折尾総合整備事務所 整備課 691-2522 [都市計画公園] 都市戦略局緑政課 582-2466
20	A	路外駐車場 ・一般公共の用に供する500㎡以上の有料駐車場	駐車場法第12条	路外駐車場設置受理書(写)を添付	都市戦略局 都市交通政策課 582-2518
21	A	駐車場付置義務 ・駐車場整備地区 ・商・近商地域 特定用途 2,000㎡以上 非特定用途 3,000㎡以上 ※特定用途と駐車場法施行令第18条による	駐車場法第20条 北九州市条例	駐車施設付置届受理通知書(写)を添付	
22	A	駐輪場付置義務 ・自転車の大量の駐車需要を生じさせる施設 ※北九州市自転車の放置の防止に関する条例第7条による ・商・近商地域 物販店舗 1,500㎡超	自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律第5条第4項 北九州市条例	自転車駐輪場設置届出書(写)を添付	都市整備局道路維持課 582-2274
23	A	区画整理事業区域内	[都市計画決定後事業認可前] 都市計画法 第53条第1項		都市戦略局事業推進課 582-2469
24	A	市街地再開発事業の施行区域内	都市計画法第53条第1項	原則として受付前に所管課で確認	

No	分類	規制事項	根拠法令等	特記事項	所管課・協議先
25	A	屋外広告物の設置 (建築基準法第88条に規定する 工作物に該当する広告物が対 象)	建築基準法第88条 屋外広告物法第4条 北九州市屋外広告物条例 第6条	都市整備局管理課での協 議後、確認申請図書に確 認済印を押印。 掲出の際は、区まちづくり 整備課で許可。	[協議]都市整備局管理課 582-2271 [許可]各区まちづくり整備 課 門司 331-1884 小倉北 582-3471 小倉南 951-4121 若松 761-5325 八幡東 671-0803 八幡西 642-1453 戸畑 871-1503
26	A	急傾斜地崩壊危険区域内	急傾斜地の崩壊による災 害の防止に関する法律第 7条	許可書(写)を添付	福岡県北九州県土整備 事務所用地課 691-2764
			建築基準法第39条 県条例第3条、4条	認定書(写)を添付	都市戦略局建築指導課 582-2531
27	A	土砂災害特別警戒区域(レッド ゾーン)内の建築	土砂災害防止法第24条・ 25条 建築基準法施行令第80条 の3 平成13年国土交通省告示 383号	区域内の建築物は建築基 準法令80条の3及び告示 に掲げる構造方法に適合 すること	[区域の確認について] ・福岡県砂防課HP ・福岡県北九州県土整備 事務所用地課 691-2764 ・都市整備局河川整備課 582-2281 ※各区総務企画課でも縦 覧可 [建築基準法施行令・告示] 都市戦略局建築審査課 582-2535
28	A	土砂災害特別警戒区域(レッド ゾーン)内の特定開発行為	土砂災害防止法第10条	区域内の住宅地分譲や社 会福祉施設、学校及び医 療施設といった災害時要 援護者関連施設(制限用 途)の建築のための開発 行為については、土砂災 害を防止するために自ら 施行しようとする対策工事 の計画が、安全を確保す るための必要な技術基準 に従っている場合に限り 許可	[区域の確認について] ・福岡県砂防課HP ・福岡県北九州県土整備 事務所用地課 691-2764 ・都市整備局河川整備課 582-2281 ※各区総務企画課でも縦 覧可 [土砂災害特別警戒区域 内の開発許可・事前協議] ・福岡県土整備部砂防 課土砂災害対策係 092-643-3678 [制限用途該当性判断] ・福岡県北九州県土整備 事務所用地課 691-2764 ・福岡県土整備部砂防 課土砂災害対策係 092-643-3678
29	A	河川・水路の占用 (敷地と道路の接道条件の場合 に限る)	(建築基準法第43条)	占用許可書(写)を添付 (敷地と道路の接道条件の 場合に限る)	各区まちづくり整備課 門司 331-1884 小倉北 582-3471 小倉南 951-4121 若松 761-5325 八幡東 671-0803 八幡西 642-1453 戸畑 871-1503

No	分類	規制事項	根拠法令等	特記事項	所管課・協議先
30	A	消防設備	建築基準法第93条第1項～第4項 消防法 第7条、第10条、第17条 北九州市火災予防条例	申請受付後、 建築審査課及び指定確認 検査機関から所管課に対 して、消防同意を得る。 ※消防法上の危険物に係 る設置、変更許可申請に 関する問い合わせは、消 防局又は各消防署に問い 合わせてください。 ・給油取扱所 [敷地面積1,500㎡以上] ・給油取扱所以外 [指定数量100倍以上] 消防局予防部規制課 582-3851 ・給油取扱所 [敷地面積1,500㎡未満] ・給油取扱所以外 [指定数量100倍未満] 各消防署予防課	[申請延面積2,100㎡以上] 消防局予防部指導課 582-3812 [申請延面積2,100㎡未満] 門司消防署予防課 372-0119 小倉北消防署予防課 582-0119 小倉南消防署予防課 951-0119 若松消防署予防課 752-0119 八幡東消防署予防課 663-0119 八幡西消防署予防課 622-0119 戸畑消防署予防課 861-0119 ※2,100㎡未満であっても、 計画通知及び許可申請に ついては、消防局予防部 指導課となります。
31	A	下水道処理区域	下水道法第10条第1項	排水設備の設置にあたり、処理区域内外の確認 を行い、処理区域内では、 接続先の下水道管及び汚 水桝の有無を所管課並び に現地で確認。 確認後は、事前に排水設 備新設等計画確認申請書 を提出する。 処理区域外で下水道に接 続する場合は、上下水道 局下水道計画課と協議。 浄化槽は「浄化槽の設置」 の欄を参照	[排水設備の設置] 上下水道局下水道保全課 582-2426 上下水道局東部工事事務 所下水道課 285-3370 上下水道局西部工事事務 所下水道課 285-3380 [処理区域外の接続] 上下水道局下水道計画課 582-2480 [浄化槽の設置等] ※浄化槽設置 環境局業務課 582-2180 ※し尿処理 環境局業務課 582-2180
32	A	浄化槽の設置	浄化槽法 建築基準法第93条第5 項、6項	環境局業務課受付済の設 置届出書を添付 受付後、建築審査課及び 指定確認検査機関から所 管課へ通知	環境局業務課 582-2180 市保健所 [門司、小倉北、小倉南] 東部生活衛生課 (総合保健福祉センター内) 522-8728 [八幡東、八幡西、若松、 戸畑] 西部生活衛生課 622-4614
33	A	建築物衛生法(ビル管法)による特定建築物の使用 学校(学校教育法第1条の規定によるもの) 8,000㎡以上 下記 3,000㎡以上 興業場、百貨店、集会所、図書館、博物館、美術館、遊技場、店舗、事務所、旅館、学校(学校教育法第1条以外のもの)	建築基準法第93条第5 項、6項 建築物における衛生的環 境の確保に関する法律	受付後、建築審査課及び 指定確認検査機関から所 管課へ通知 所有者等は、使用開始後 1箇月以内に届出	市保健所 [門司、小倉北、小倉南] 東部生活衛生課 (総合保健福祉センター内) 522-8728 [八幡東、八幡西、若松、 戸畑] 西部生活衛生課 622-4614
34	A	臨港地区内	港湾法第40条第1項 北九州市臨港地区内の分 区における構造物の規制 に関する条例	確認申請図書へ適合を証 する押印	港湾空港局港當課 321-5960
35	A	緑化率	都市緑地法 第35条 第36条 第39条第1項	※北九州市内には、緑化 地域に定められた区域は ありません。	都市戦略局緑政課 582-2466

No	分類	規制事項	根拠法令等	特記事項	所管課・協議先
----	----	------	-------	------	---------

B:「建築基準関係規定」以外の規程

36	B	建築協定区域内	建築基準法第69条 北九州市条例	原則として受付前に所管課で該当区域を確認後、各協定運営委員会と協議 原則、協定書(写)及び協議書(写)を添付	都市戦略局建築指導課 582-2531
37	B	バリアフリー法(認定) ・特定建築物 病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店その他政令で定めるもの	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律		
38	B	特定まちづくり施設の届出	福岡県福祉のまちづくり条例	工事着工予定日の30日前までに建築主が所管課へ届出	
39	B	中高層建築物等の届出 ・高さ10mを超える 中高層建築物 ・指定建築物 ・2階以上かつ10戸を超える 共同住宅等	北九州市中高層建築物等の建築に関する指導要綱 北九州市共同住宅等の建築計画及び管理に関する指導要綱	建築確認申請提出日の20日前までに建築主が所管課へ届出後、確認申請図書へ届出済の押印	
40	B	北九州市建築物総合環境性能評価制度CASBEE(キャスビー)の届出 ・延べ床面積2,000㎡以上の建築物の新築、増築又は改築 ※増築又は改築の場合は、その部分が2,000㎡以上	北九州市建築物の総合環境性能評価に関する要綱	工事着工予定日の21日前までに建築主が所管課へ届出	
41	B	建設リサイクル法に係る届出 特定建設資材を使用する(使用された)以下の工事 ・80㎡以上の建築物の解体工事 ・500㎡以上の建築物の新築・増築工事 ・請負金額1億円以上の建築物の修繕・模様替え等 ・請負金額500万円以上の土木工事等	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律	工事着手の7日前までに発注者等が所管課へ届出	
42	B	大規模な土地取引の届出(事後届出制) ・取引の規模(面積要件) 市街化区域 2,000㎡以上 市街化調整区域 5,000㎡以上 都市計画区域以外の区域 10,000㎡以上	国土利用計画法	契約締結日から起算して2週間以内に届出	都市戦略局都市計画課 582-2451
43	B	北九州市立地適正化計画の誘導区域外における事前届出 ・居住誘導区域外で行う3戸以上の住宅の建築等 ・都市機能誘導区域外で行う誘導施設の建築等(誘導施設) 商業施設等:10,000㎡超 公共施設:国県市の拠点施設 病院:病床数200床超 大学等:学生数500名超	都市再生特別措置法	行為着手の30日前までに届出	

No	分類	規制事項	根拠法令等	特記事項	所管課・協議先
44	B	景観重点整備地区 ・建築物の建築等又は外観の過半の色彩変更 全ての建築物 ・工作物の設置等 確認申請を要するもの	景観法 北九州市都市景観条例	行為の着手30日前までに届出	都市戦略局都市再生企画課 582-2502
45	B	大規模建築物(全市域) ・建築物の建築等又は外観の過半の色彩変更 高さ31m超又は延べ面積10,000㎡超(店舗、遊技場等は1,000㎡超) ・工作物の新設等 高さ31m超	景観法 北九州市都市景観条例	行為の着手30日前までに届出	
46	B	景観形成誘導地域 ○臨海部産業 ・建築物の建築等又は外観の過半の色彩変更 高さ10m超又は延べ面積1,000㎡超 ・工作物の新設等 高さ10m超 ○北九州空港周辺 ・建築物の建築等又は外観の過半の色彩変更 全ての建築物 ・工作物の設置等 確認申請を要するもの	景観法 北九州市都市景観条例	行為の着手30日前までに届出	
47	B	関門景観形成地域 ・建築物の建築等又は外観の過半の色彩変更 高さ10m以上又は延べ面積1,000㎡以上 ・工作物の新設等 高さ10m以上(※建築物含む) 築造面積1,000㎡以上 ・土地の形質の変更等 ①土地又は水面 面積1,000㎡以上 ②のり面、擁壁 高さが3m以上かつ延長が10m以上	景観法 関門景観条例	行為の着手30日前までに届出	
48	B	景観協定区域内 ①城野駅北地区3街区	景観法	①確認申請前に協定運営委員会の承認が必要	
49	B	区画整理事業区域内 [市施行] ①折尾 ②旦過地区 [組合施行] ③長野津田 ④金剛	[事業認可後] 土地区画整理法 第76条第1項		①都市整備局折尾総合整備事務所整備課 691-2522 ②都市整備局神嶽川旦過地区整備室 511-7123 ③、④都市戦略局事業推進課 582-2469
50	B	生活幹線道路整備地区 ①小倉南区:湯川地区、徳吉地区 ②若松区:二島地区 ③八幡東区:大蔵地区 ④戸畑区:牧山地区	生活幹線道路整備事業		①都市整備局東部整備事務所 582-2961 ②~④都市整備局西部整備事務所 642-5411

No	分類	規制事項	根拠法令等	特記事項	所管課・協議先
51	B	道路の占用 歩道の切り下げ 工事に伴う道路損傷・復旧 の措置 運送事業の許可申請にかかる 道路証明	道路法 道路占用許可申請・協議 道路工事施行承認申請 道路運送法	①工事のための掘削、 構造物の改造、復旧等 ②足場等の道路占用 ③道路損傷確認書 ④道路証明願	各区まちづくり整備課 門司 331-1884 小倉北 582-3471 小倉南 951-4121 若松 761-5325 八幡東 671-0803 八幡西 642-1453 戸畑 871-1503
52	B	特殊車両の通行許可	道路法	特殊車両通行許可申請	都市整備局管理課 582-2271
53	B	里道・水路(道路法、河川法等 の適用又は準用を受けていない 法定外公共物)の使用、購入	(地方分権一括法)		[機能を有しているもの] 各区まちづくり整備課 門司 331-1884 小倉北 582-3471 小倉南 951-4121 若松 761-5325 八幡東 671-0803 八幡西 642-1453 戸畑 871-1503 [機能を喪失しているもの] 福岡財務支局小倉出張所 561-0481
54	B	河川に面する敷地 水路に面する敷地	北九州市普通河川管理条 例		[敷地境界] 各区まちづくり整備課 門司 331-1884 小倉北 582-3471 小倉南 951-4121 若松 761-5325 八幡東 671-0803 八幡西 642-1453 戸畑 871-1503 [整備計画] 都市整備局水環境課 582-2491
55	B	都市公園等の区域内	都市公園法		各区まちづくり整備課 門司 331-1884 小倉北 582-3471 小倉南 951-4121 若松 761-5325 八幡東 671-0803 八幡西 642-1453 戸畑 871-1503
56	B	風致地区内	都市計画法第58条 北九州市条例	区域内の場合、許可書 (写)を添付	若松 761-5325 八幡東 671-0803 八幡西 642-1453 戸畑 871-1503
57	B	特別緑地保全地区、緑地協定 等の区域内	都市緑地法		都市整備局公園管理課 582-2464
58	B	自然公園の区域内	自然公園法 福岡県立自然公園条例		福岡県環境部自然環境課 092-643-3369
59	B	自然海浜保全地区の区域内	福岡県自然海浜保全地区 条例		
60	B	開発行為の届出・許可(宅地の 造成) 届出:開発区域の面積が3ha以 上 許可:開発区域(住宅地)の面 積が5ha(標高100m以上の土地 を含む場合)にあつては、3ha)以 上	福岡県環境保全に関する 条例第25条(届出)、第2 8条(許可)		福岡県環境部自然環境課 092-643-3368
61	B	鳥獣保護区特別保護地区内の 行為許可 ・建築物その他の工作物の新改 増築 ・水面の埋立又は干拓 ・木竹の伐採	鳥獣の保護及び管理並び に狩猟の適正化に関する 法律第29条第7項		福岡県環境部自然環境課 092-643-3367
62	B	生息地等保護区の区域内	福岡県希少野生動植物種 の保護に関する条例		福岡県環境部自然環境課 092-643-3367

No	分類	規制事項	根拠法令等	特記事項	所管課・協議先
63	B	砂防指定地内	砂防法	許可の要否を確認すること	福岡県北九州県土整備事務所用地課 691-2764
64	B	地すべり防止区域内	地すべり等防止法	許可の要否を確認すること	
65	B	給水装置の構造及び材質 3階建以上の建物	直結式給水施行要綱		[門司、小倉北、小倉南] 上下水道局 東部工事事務所 932-5793 [八幡東、八幡西、若松、戸畑] 上下水道局 西部工事事務所 644-7820
66	B	ディスポーザ排水処理システムの設置	北九州市ディスポーザ排水処理システム取扱要綱		上下水道局下水道保全課 582-2426
67	B	廃棄物の保管場所 ・大規模小売店舗(1,000㎡超) ・小売店舗 (500㎡超～1,000㎡以下) ・特定建築物 学校 8,000㎡以上 下記 3,000㎡以上 興業場、百貨店、集会所、図書館、博物館、美術館、遊技場、店舗、事務所、旅館	北九州市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例第27条	建築確認申請前までに環境局循環社会推進課と事前協議を行うこと。	環境局循環社会推進課 582-2187
68	B	工場・事業場 特定施設等の設置	大気汚染防止法 騒音・振動規制法 水質汚濁防止法 北九州市公害防止条例 瀬戸内海環境保全特別措置法等	施設によっては、設置許可手続きに時間を要することがあるので、早い段階で事前協議を行うこと。	環境局環境監視課 582-2290
69	B	石綿の有無に関する事前調査結果の報告 ・床面積80㎡以上の建築物解体工事 ・請負代金100万円以上の建築物改造・補修工事 ・請負代金100万円以上の工作物(令和2年環境省告示第77号に定めるものに限る)の解体、改造、補修工事	大気汚染防止法	工事着工前までに石綿事前調査結果報告システムを用いて報告	
70	B	特定粉じん排出等作業の実施届出 以下の建材を有する建築物又は工作物についての、除去、封じ込め又は囲い込みを伴う解体、改造又は補修工事 ・吹付け石綿 ・石綿を含有する断熱材 ・石綿を含有する保温材 ・石綿を含有する耐火被覆材	大気汚染防止法	特定粉じん排出等作業開始の14日前までに「特定粉じん排出等作業実施届出書」を提出	
71	B	特定粉じん排出等作業の完了報告 以下の建材を有する建築物又は工作物についての、除去、封じ込め又は囲い込みを伴う解体、改造又は補修工事 ・吹付け石綿 ・石綿を含有する断熱材 ・石綿を含有する保温材 ・石綿を含有する耐火被覆材 ※No.70の工事と同じもの	北九州市公害防止条例	特定粉じん排出等作業の作業完了日から60日以内に「特定粉じん排出等作業完了報告書」を提出	

No	分類	規制事項	根拠法令等	特記事項	所管課・協議先
72	B	特定建設作業 ・くい打機等、さく岩機、空気圧縮機、コンクリートプラント等、バックホウ、トラクターショベル、ブルドーザーを使用する作業	騒音・振動規制法	特定建設作業の7日前までに届出	環境局環境監視課 582-2290
73	B	土壌汚染対策 ①3,000㎡以上の盛土、掘削等の土地の形質変更 (有害物質使用特定事業場敷地内の場合は900㎡以上) ②要措置区域等の形質変更	土壌汚染対策法	①着工の30日前までに届出 ②着工の14日前までに届出 ※着工が遅れる場合があるため、計画の早い段階で事前に協議を行うこと。	
74	B	環境アセスメント 大規模建築物の建設事業 ・延べ床面積10万㎡以上又は高さ100m以上 工場又は事業場の建設事業 ・排出ガス量4万Nm ³ /h以上又は排出水量5,000m ³ /日以上 運動施設又はレジャー施設の建設事業 ・開発区域の面積20ha以上	北九州市環境影響評価条例	手続きに約2年前後要するため、計画の早い段階で事前に協議を行うこと。	
75	B	共同住宅等のゴミ置き場 ・階数が2以上で、かつ10戸を超える共同住宅及び長屋で、店舗・事務所等の併用のものを含む	北九州市共同住宅等のゴミ置き場の設置及び管理に関する要綱		環境局 [門司、小倉南] 新門司環境センター 481-7053 [小倉北、戸畑] 日明環境センター 571-4481 [八幡東、八幡西、若松] 皇后崎環境センター 631-5337
76	B	病院、診療所	医療法		市保健所医務業務課 (総合保健福祉センター内) 522-8726
77	B	薬局、医薬品販売施設(店舗)、高度管理医療機器等販売・貸与施設	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律		市保健所医務業務課 (総合保健福祉センター内) 522-8766
78	B	旅館、ホテル、簡易宿所、下宿、類似モーテル	旅館業法	許可申請時に、検査済証(写)を添付	市保健所 [門司、小倉北、小倉南] 東部生活衛生課 (総合保健福祉センター内) 522-8728
79	B	公衆浴場	公衆浴場法		[八幡東、八幡西、若松、戸畑]
80	B	劇場、映画館、演芸場	興行場法		西部生活衛生課 622-4614(環境衛生係) 642-1818(食品衛生係)
81	B	納骨堂、火葬場	墓地・埋葬等に関する法律		
82	B	クリーニング所	クリーニング業法		
83	B	化製場等	化製場等に関する法律		
84	B	理・美容所	理・美容師法		
85	B	飲食店、食品の製造・販売施設等	食品衛生法		
86	B	貯水槽の有効容量が10m ³ を超える水道	水道法第34条の2 北九州市専用水道及び簡易専用水道取扱要領	給水開始前に届出	
87	B	国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業の用に供する施設	国家戦略特別区域法	認定申請時に、検査済証(写)または確認済証(写)を添付	

No	分類	規制事項	根拠法令等	特記事項	所管課・協議先
88	B	竣工前の埋立地使用	公有水面埋立法		港湾空港局港営課 321-5960
89	B	海岸保全区域内の行為の制限 ・海岸保全施設以外の施設又は工作物の設置 ・土地の掘削、盛土、切土	海岸法 北九州市海岸保全区域における占用等に関する規則	海岸法第5条第4項の規定により、北九州港港湾管理者の長が管理を行う区域に限る	
90	B	港湾隣接地域内の工事等の許可 ・岸壁等の水際線から一定の範囲内においてする構築物の建設等	港湾法第37条 北九州市の管理する港湾の港湾区域内及び港湾隣接地域内における水域の占用等に関する条例及び施行規則		
91	B	臨港地区内における行為の届出 ・床面積2,500㎡以上又は敷地面積5,000㎡以上の工場又は事業場の新設や増設	港湾法第38条の2	工事開始の日の60日前までに届出	
92	B	埋蔵文化財包蔵地(遺跡内における土木工事)	文化財保護法		都市ブランド創造局 文化企画課 582-2391
93	B	大規模小売店舗(店舗面積1,000㎡超)の届出	大規模小売店舗立地法	届出前に事前協議を行うこと。	産業経済局 サービス産業政策課 582-2050
94	B	特定工場の新設・変更法の対象となる工場 ①【業種の要件】 製造業(物品の加工修理業を含む)、電気供給業(水力、地熱、太陽光発電所を除く)、ガス供給業、熱供給業 ②【規模の要件】 敷地面積9,000㎡以上又は建築物の建築面積の合計が3,000㎡以上	工場立地法	工事着工の90日前までに届出。(届出の内容が相当であると認めるときには、最短10日前までの短縮申請が可能。)	産業経済局 企業立地支援課 582-2065
95	B	農地の転用	農地法		農業委員会事務局 (東部地区担当) 951-1021 農業委員会事務局 (西部地区担当) 693-9971
96	B	風俗営業・特定遊興飲食店営業の許可 店舗型性風俗特殊営業・深夜における酒類提供飲食店営業の届出	[申請等の手続] 風営適正化法 風営適正化法に基づく許可申請書の添付書類等に関する内閣府令 [構造・地域等の規制] 風営適正化法 風営適正化法施行規則 風営適正化法施行条例		建設場所の管轄警察署生活安全課 門司警察署321-0110 小倉北警察署583-0110 小倉南警察署923-0110 若松警察署771-0110 八幡東警察署662-0110 八幡西警察署645-0110 折尾警察署691-0110 戸畑警察署861-0110
97	B	ガソリンスタンドの新設・移設・変更・廃止	揮発油等の品質の確保等に関する法律 石油の備蓄の確保等に関する法律		九州経済産業局 資源エネルギー環境部 資源・燃料課 092-482-5476 092-482-5477 092-482-5478
98	B	電波伝搬障害防止区域内の高層建築物等(地表高31mを超える建築物等)	電波法		総務省九州総合通信局 無線通信部陸上課 096-326-7859

No	分類	規制事項	根拠法令等	特記事項	所管課・協議先
99	B	航路標識の機能障害の恐れのある建築物	航路標識法		第七管区海上保安本部 門司海上保安部交通課 321-1481 若松海上保安部交通課 751-8059
100	B	航空法の制限区域内 (北九州空港を中心とする半径 約3,500mの円内)	航空法		国土交通省大阪航空局 北九州空港事務所管理課 474-0204
101	B	九電送電線下の建築	電気事業法		株式会社九電ハイテック 北九州支社送電グループ 533-8729
102	B	新幹線のトンネル上部及び新幹 線鉄道敷きに近接した場所の建 築物	建設工事公衆災害防止対 策要綱		西日本旅客鉄道株式会社 山陽新幹線統括本部 小倉新幹線保線技術セン ター 541-6915
103	B	電気設備に関すること	電気事業法	工作物・建築物の判断に ついては建築審査課 (582-2535)と協議を行うこ と。	経済産業省 九州産業保安監督部 電力安全課 092-482-5519
			再生可能エネルギー電気 の利用の促進に関する特 別措置法(FIT法・FIP法)		再生可能エネルギーの固 定価格買取制度に関する お問い合わせ窓口 0570-057-333 044-952-7917※ (※一部のIP電話でつなが らない場合)
104	B	在来線のトンネル上部及び在来 線鉄道敷きに近接した場所での 建築物	建設工事公衆災害防止対 策要綱	鉄道事業者によっては、 問合せ先が異なる場合が ある。	2022年4月1日よりオンラ イン申請へ変更 ☞ 協議の問合せ及び申 請のリンク先 (「JR九州 近接工事」Q) https://kyougi.jrkyushu.co.jp/kinsetsu/?_ga=2.23265018.1713348830.1675216921-293728721.1648602973 ☞ インターネット環境の無 い方 九州旅客鉄道株式会社 門司保線区 093-521-7355 ※門司港レトロ観光線 平成筑豊鉄道株式会社工 務課 0947-22-1000 産業経済局 観光部 門司港レトロ課 093-322-1188 ※筑豊電気鉄道線 筑豊電気鉄道株式会社保 線区 093-245-0364